

○特別事情に係る提出書類について

- (1) 令和8年1月1日現在の状況で、特別事情のある世帯に該当する場合は、該当世帯の□に✓をつけてください。
- (2) ✓をつけた場合は、必ず証明書類を添付してください。
 ※ただし、ひとり親世帯又は養育者世帯の場合は、住民票で確認できますので別の証明書類は不要です。
- (3) 障がいのある人のいる世帯は人数も記入してください。

項 目	提出する証明書類
「障がいのある人のいる世帯」	①身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の写し（人数分）
「長期療養者（6か月以上）のいる世帯」 ※申請時に6か月以上継続して療養中の人又は療養を必要とする人がいる世帯	①令和7年1月から令和7年12月までの治療若しくは療養にかかった経常的費用の領収書の写し又はその費用の証明書(医療給付を受ける金額を除く。)
「単身赴任世帯」 ※主たる家計支持者が、現在単身赴任している世帯	①単身赴任していることが確認できる書類及び別居のため特別に支出している経費がわかるもの（家賃の証明書の写し、光熱水費の領収書の写し等）
「災害を受けた世帯」 ※令和7年1月から令和7年12月までに受けた火災・風水害などの被害が対象	①罹（り）災証明書の写し ②それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費等の領収書の写しや、災害により被害のあった家財で、新たに購入を行った場合の領収書の写し（ただし、生活に必要な限度を超えるものは含まない。） ※保険、損害賠償等によって補てんされた場合は除きます。